

香芝市要綱及び要領等の制定等に関する規程を次のように定める。

令和6年7月11日

香芝市長 三橋和史

香芝市要綱及び要領等の制定等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、香芝市における要綱等の制定及び改廃並びに公表に関する事項を定めることにより、要綱等の適切な運用及び管理並びに行政の透明性の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「要綱」とは、条例及び規則に該当しないもので、おおむね次に掲げる事項について条文形式で定めたものをいう。

- (1) 補助金、給付金等の交付に関すること。
- (2) 指導、勧告、助言等の行政指導の基準に関すること。
- (3) 条例及び規則の解釈基準に関すること。
- (4) 庁内会議の設置、その他内部の組織に関すること。
- (5) 反復継続する事務事業の執行に係る手続等に関すること。

2 この規程において「要領等」とは、要領、基準、指針その他いかなる名称であるかを問わず、要綱の施行又は事務事業の執行に関する手続等について定めたものをいう。

(書式)

第3条 要綱の書式は、香芝市公文例規程（平成3年訓令甲第4号）に規定する例規文書の例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、要綱を改正するときは、新旧対照表により行うことができるものとする。
- 3 要領等の書式は、箇条書の形式とすることができるものとする。この場合において、解釈に疑義の生じることがないように、適切な公用文を使用しなければならない。

(審査)

第4条 要綱を制定し、又は改廃するときは、事前に原案を法制執務の指導を所管する課に提出し、審査を受けなければならない。

- 2 要領等を制定し、又は改廃するときは、当該要領等に係る事務を所管する課等の担当者が審査を行うものとする。

(決裁区分)

第5条 要綱及び要領等を制定し、又は改廃する場合の決裁区分及び手続は、香芝市事務決裁規程（平成5年訓令甲第2号）に規定する条例及び規則の制定及び改廃の例による。

(発令形式等)

第6条 要綱の発令形式は、「告示」又は「訓令」とし、本則及び附則における引用は、「要綱」とする。

(管理)

第7条 要綱は、例規データシステムへの登載等の方法により管理し、香芝市のホームページにて公表するものとする。

2 要領等は、当該要領等に係る事務を所管する課等において適切に管理し、香芝市のホームページにて公表するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要綱及び要領等は、例規データシステムへ登載せず、又は公表しないこととする。

(1) 香芝市のセキュリティ情報、機密情報等について示したもの

(2) 制定からおおむね3月以内に効力を失うもの

(3) その他例規データベースへの登載又は公表に支障があると認めるもの

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年7月11日から施行する。